

報告第12号

専決処分の不承認に伴う措置について（報告）

令和元年度恩納村一般会計補正予算（第5号）の専決処分及び不承認とその後の措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第4項の規定に基づき、以下のとおり報告いたします。

令和2年3月25日

恩納村長 長浜 善巳

1 専決処分の経緯について

令和元年度恩納村一般会計予算（第5号）において、「恩納村ふるさとづくり応援寄付金」の収入の増加に伴い、委託料・使用料・基金積立金の予算措置が必要となり、地方自治法第179条第1項に規定する専決処分のうち「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない」と判断し、令和元年度恩納村一般会計補正予算（第5号）を令和2年1月20日付けで専決処分を行いました。

2 専決処分後の議会提案について

専決処分に伴い地方自治法第179条第3項の規定により、村長は専決処分について議会に報告し承認を求めなければならないことから、令和2年2月7日開会の令和2年第1回恩納村議会に承認を求める議案を提出しましたが、地方自治法第179条第1項に規定する専決処分のうち「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない」に当たらないとして、不承認となりました。

3 専決処分の「不承認」に伴う措置について

地方自治法第179条第4項の規定により、予算に関する専決処分について承認を求める議案が否決されたときは地方公共団体の長は、速やかにその専決処分に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならないとされています。

「必要と認める措置」として、専決処分を行った経緯や専決処分の内容及ぶ専決処分が不承認となったことについて、村民の皆様には本村ホームページ、村広報を通じて村民に説明し報告させていただきます。

4 改善に向けた取組み等について

専決処分の行為が生じた背景には、専決処分に対する認識、知識不足にあります。

寄付金につきましては、12月末で寄付金の額は把握できており、その段階での予算措置が可能であり、議会に提案し議決を求めるべきでありました。

今回の措置については、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない」との判断については、誤りがあったと認識しております。

議会の議決事件のうち、予算については、議会の本来の権限である議決権の中でも最も重要なものであります。今後は、議会の議決権の侵害にならないよう努めてまいります。

専決処分の不承認については、議会から明確な判断が示されたものであります。今後は、法令・条例・規則を遵守し、慎重に対応してまいります。

5 結びに

最後になりますが、今回の提案議案の不承認について、提案者である村長として、この結果を大変重く受け止めると同時に、村民及び議会の皆様に心よりお詫びを申し上げます。

今後も、当該責務を踏まえ、適正に対応してまいりますので、引き続き村政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。